

吹田市広告入り窓口封筒無償提供事業者募集要項

1 目的

市民室等の窓口における市民サービスの向上及び経費の削減を図ることを目的として、広告入り窓口封筒を無償で提供していただける事業者を募集します。

2 業務概要

(1) 業務名

吹田市広告入り窓口封筒無償提供業務

(2) 業務内容

吹田市広告入り窓口封筒無償提供業務仕様書のとおり

(3) 業務期間

協定書締結日から令和9年10月31日まで

※2回に限り、1年間更新可とする（最長3年間）。

(4) 配布資料

ア 吹田市広告入り窓口封筒無償提供事業者募集要項

イ 吹田市広告入り窓口封筒無償提供業務仕様書

ウ 吹田市広告掲載要領

エ 吹田市広告掲載基準

3 参加資格等

(1) 参加者は次のア～オに掲げる資格要件の全てを満たす者とします。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

ウ 国税及び地方税の滞納がないこと。

エ 吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び同条第4号に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でないこと。

オ 他の自治体で広告入り窓口封筒の提供を行った実績があること。

(2) 参加にあたっての留意事項

ア 事業者は、提出書類の提出をもって、本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 事業者は、当該業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することはできません。ただし、あらかじめ市の承認を得る場合は、業務の一部を再委託できるものとします。

ウ 業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託し

て処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、市に対し申請するものとします。市はその承諾の可否を書面により事業者に通知します。なお、承諾しない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載します。

- エ 再委託の承諾を得た事業者は、再委託先に本協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、市に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとします。また、事業者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、市の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければなりません。

(3) 提出内容の変更・追加の禁止

事業者から市に提出された書類について、提出期限を過ぎての内容の変更又は追加はできません。ただし、疑義等があり、市が補正を求めた場合はこの限りではありません。また、提案された内容について、市が補足書類の提出を求めたときも同様とします。

(4) 提出書類の取扱い

ア 提出書類は、今回の応募内容の審査の目的以外に使用しません。なお、提出書類は返却しません。

イ この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格とします。

(5) 費用負担

書類の提出など、公募に要する費用及びプロポーザルの参加に要する費用は、応募者の負担とします。

4 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 業務名

吹田市広告入り窓口封筒無償提供業務

(2) 募集期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月22日（金）まで

(3) 配布場所

吹田市公式ホームページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1044017.html>

(4) 配布方法

上記ホームページの該当ページから資料をダウンロードしてください。

5 参加の手続き

(1) 参加表明、参加審査書類提出

※いかなる理由があっても、提出期間外の受付は行いません。また、提出期間内であっても、不足書類がある場合は、受付を行いません。

ア 提出期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月22日（金）

午前9時から午後5時30分まで【必着】

（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

イ 提出書類

（ア）申込書〈様式1〉

（イ）暴力団員、暴力団密接関係者に該当しない旨の誓約書〈様式2〉

（ウ）官民協働による類似業務の実績を証明する協定書等の写しと成果品

（エ）法人もしくは個人の資格を証明する書類

法人の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法務局で発行後3か月以内のもの。写し可）、個人事業主の場合は、本人確認書類（運転免許証やパスポート）の写しをご提出ください。

（オ）国税及び市町村民税の納税証明書

法人の場合は、所管税務署発行の法人税・消費税に未納のないことの証明書及び所在する市町村発行の法人市民税納税証明書、個人事業主の場合は、所得税・消費税に未納のないことの証明書及び市町村民税の納税証明書をご提出ください。いずれも発行後3か月以内のものに限ります。

※（ア）については、事業者名等を記載してください。

※（エ）及び（オ）については、吹田市に入札参加資格審査申請（業者登録）をされている事業者は、提出を省略できます。

ウ 提出先

吹田市市民部市民室庶務担当 福井、藤元

エ 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで。

郵送で提出する場合は、特定記録郵便など、記録が残る形で郵送してください。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月14日（木）まで

イ 提出方法

電子メールにて吹田市市民部市民室（E-mail:shimin_k@city.suita.osaka.

jp）宛に送付してください。件名は必ず「吹田市広告入り窓口封筒無償提供事業者募集要項に係る質問」としてください。

ウ 質問に対する回答

令和8年5月19日（火）までに、回答書により、質問者に対し電子メールにて回答します。また、吹田市ホームページにて公表します。本市からメール回

答後、受信確認のため、回答受取の旨をメールにて返信してください。

(3) 参加決定通知

令和8年5月29日（金）までに参加資格審査結果を電子メールと書面により通知します。参加資格がないと認められた者についても通知を行います。

6 事業者選定

(1) 事業者選定方法

参加事業者が1者のみの場合は、参加資格を審査のうえ、当該業務に係る協定を締結します。複数の事業者から参加表明があった場合は、プロポーザルにより事業者を選定します。

(2) 公募結果の発表

ア 参加事業者が1者のみの場合

令和8年5月29日（金）までに電子メールと書面により通知します。

イ 参加事業者が複数の場合

令和8年5月29日（金）までにプロポーザルによる事業者選定となることを電子メールにより通知します。

※プロポーザルは令和8年6月下旬に実施します。実施方法等については、別途、参加事業者にメールによりお知らせします。

(3) 公募結果の公表

市ホームページにて公表します。

7 協定の締結

参加資格を審査のうえ、参加を表明した事業者と窓口封筒の製作及び無償提供に関して、協定の締結を行います。ただし、協定を締結する事業者が締結日までに「3参加資格等」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により協定が不可能となった場合においては、改めて公募を実施します。また、複数の事業者から参加表明があった場合は、プロポーザルにより事業者を選定し、協定を締結します。

8 その他関係法規の遵守等

業務を遂行する上で、関連する法規を遵守してください。

(1) 広告掲載要領及び基準

別紙1「吹田市広告掲載要領」及び別紙2「吹田市広告掲載基準」の定めを遵守してください。

(2) 守秘義務

事業者が本業務を実施するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできません。協定期間終了後も同様としま

す。

9 スケジュール

項目	日程
公募関係資料配布開始	令和8年5月1日（金）
参加申込書の受付	令和8年5月1日（金）から令和8年5月22日（金）まで
質問の受付	令和8年5月1日（金）から令和8年5月14日（木）まで
質問の回答	令和8年5月19日（火）
参加資格審査及び公募結果通知	令和8年5月29日（金）
協定書の締結	令和8年6月中旬以降

10 問合せ先

吹田市役所 市民部市民室 庶務担当

福井・藤元

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL：06-6384-1231（代表）

E-mail：shimin_k@city.suita.osaka.jp